

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成30年（2018年）6月12日（諮問第195号）
答申日	： 平成31年（2019年）2月22日（答申第154号）
事案名	： 水俣病関係訴訟で裁判所に提出した書面に記載した内容に関する記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が水俣病関係訴訟で裁判所に提出した書面に記載した内容に関する記録等について平成29年（2017年）11月27日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年（2017年）10月15日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）に関する控訴審において、被控訴人国・熊本県が大阪高等裁判所に提出した「準備書面（七）（その二）（以下「本件準備書面」という。）」（平成12年（2000年）5月23日付け「病像論」）には、「そもそも、視野は、検査方法や被検者の環境、人格等機能的要因によって影響を受けやすく、機能的障害による視野の変動は、比較的頻繁に起こり得る。」と記載されていた。

- ① 「人格」と記載した本件準備書面を、被控訴人熊本県らはどのような意図をもって同裁判所に提出したのか。このことに関する記録等。（以下「本件開示請求1」という。）
- ② ①の不適切な表現を、同人熊本県らが本件準備書面に記載するに当たっての記録等。（以下「本件開示請求2」という。）
- ③ ①をもって、同人熊本県らが視野狭窄無しとした件数。（以下「本件開示請求3」という。）
- ④ ①は、どのような水俣病医学に基づいたものなのか。（以下「本件開示請求4」という。）
- ⑤ ①に関する、同人熊本県らの調査・研究記録。（以下「本件開示請求5」という。）
- ⑥ 「等」には、どのようなものがあるのか。（以下「本件開示請求6」という。）

の開示を求める。

- 2 平成29年(2017年)11月27日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求1から本件開示請求6までに関する行政文書について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 平成29年(2017年)12月18日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定に係る処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。
- 4 平成30年(2018年)6月12日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定に係る処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 被控訴人国・熊本県が、「人格」との不適切な表現を本件準備書面に記載することができたのは、処分庁が不存在として不開示とした記録等が存在したからである。そうでなければ、控訴人らの人権を軽視することはできないので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) また、本件準備書面には、「症状とは、患者が自覚する病的状態をいう(いわゆる自覚症状)。他人が見ても分からない場合が多く、主に患者自身の主観的判断に基づくものである。具体的には頭痛、めまい、のぼせ感、だるさ、しびれ感、腹痛などその種類は極めて多い。これらは、患者本人の知識水準や、我慢強いかどうか等の性格、あるいは過去の経験等の違いによって申告するかどうかにより大きな違いがある。」と記載されていた。「知識水準」及び「性格」は、「人格」同様に不適切な表現であり、そこまでして被控訴人熊本県らが本件準備書面に記載するのは、処分庁が不存在として不開示とした本件開示請求1から本件開示請求6までに関する行政文書が存在したからである。そうでなければ、控訴人らの人権を軽視することはできないので、これを特定し、開示することを求める。
- (3) 本件準備書面に記載された「人格」に関する資料が、平成18年(2006年)6月7日付け水俣対第155号「口頭審理において報告を求められた事項について」にも使用されていたのであれば、本件開示請求1及び本件開示請求2に関する行政文書は存在したはずであって、そう

でなければ、人権感覚が欠けた当該資料を使用することはできないことから、実施機関の当該弁明は、処分庁の情報隠しである。

- (4) 平成18年(2006年)9月1日の定例記者会見において「人格」との不適切な表現について謝罪した潮谷前知事の指示を受けて、熊本県は、平成18年(2006年)報告書に不適切な表現があったとして、公害健康被害補償不服審査会に「口頭において報告を求められた事項の一部修正について」(平成18年(2006年)10月4日付け水俣対第492号)を提出した。当該文書は、熊本県が人権感覚の欠如を認めたものである。この欠如は、本件準備書面に記載された「人格」にも言えることで、それをあえて記載するのであれば、本件開示請求3から本件開示請求5までにに関する行政文書は存在したはずである。そうでなければ、控訴人らの人間としての尊厳を否定するようなことはしないので、実施機関の当該弁明は、処分庁の情報隠しである。
- (5) (2)における「患者本人の知識水準や、我慢強いかどうか等」の「等」は、「環境、人格等」の「等」同様に、被控訴人熊本県らにとって必要不可欠なものとして、本件準備書面に用いられたものであった。それ故に、本件開示請求6に関する行政文書が存在しなければ、「等」は意味がないものになるので、実施機関の弁明は、処分庁の情報隠しである。
- (6) 被控訴人熊本県らは、「汚染地区の被検者についても、心因性の症候、つまり自分は水俣病に罹患しているのではないかという健康不安から、症状を過大に表現してしまう可能性のある状況にあったと考えられる。」と主張した。汚染された魚介類が採取され流通したときに、メチル水銀の曝露量を把握するための調査を怠ったのは被控訴人熊本県らであって、それにもかかわらず、同人熊本県らが「人格」や「症状を過大に表現」との主張をするのであれば、本件開示請求3から本件開示請求5までにに関する行政文書は存在したはずである。そうでなければ、医学的根拠に欠けた当該主張はできないことから、実施機関の当該弁明は、審査請求人に対する妨害行為である。
- (7) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件(〇〇訴訟)に関する控訴審において、被控訴人熊本県らが福岡高等裁判所に提出した「第5準備書面(平成23年(2011年)10月14日付け)」には、「検者はその検査結果が精神的な問題や環境的な問題に関して助けを求めるサインである可能性を考慮しなければいけない。」と記載されていた。「精神的な問題」は、「人格」同様に、人間としての水俣病被害者の存在を否定したものであって、このような卑劣な記載ができたのは、本件開示請求1から本件開示請求5までにに関する行政文書が存在したからなので、実施機関の弁明は到底承服できない。

- (8) 水俣病国家賠償等請求事件（水俣病胎児性世代訴訟）の熊本地方裁判所平成19年（ワ）第1355号平成26年（2014年）3月31日判決における判決文に、被告人国・熊本県の主張として、「四肢末端優位の感覚障害の診断は、被検者の自発的な報告とそれに対する検査の判断という双方の主観的・感覚的作用に依拠する以上、双方の潜在意識を含めた心理的影響や表現力等による影響を伴い」と記載されていた。「表現力」は、「人格」同様に、被告人熊本県らが水俣病被害者の命をないがしろにしたものであって、そこには本件開示請求1から本件開示請求5までに関する行政文書が存在したからなのである。そうでなければ、水俣病被害者の人権を軽視するようなことはできないので、実施機関の弁明は到底承服できない。
- (9) 被告人熊本県らは「津田研究は、特定地域に居住していたことを高度のメチル水銀曝露があることと同視し、水俣病の発生が問題となっている特定地域に居住していたことに伴う社会的・政治的ストレス等による心理的影響など、他の要素による可能性を無視したもの」と主張した。水俣病認定者以外の地域住民に対する水俣病に関しての助言等を怠ってきたのは同人熊本県ら（大阪高等裁判所における被控訴人熊本県ら）であって、それにもかかわらず、「心理的影響」や「人格」といった無責任極まりない主張をするのであれば、本件開示請求3から本件開示請求5までに関する行政文書は存在したはずである。
- (10) (8)の「心理的影響や表現力等」の「等」と、(9)の「社会的・政治的ストレス等」の「等」は、「環境、人格等」の「等」同様に水俣病に罹患した原告人らを否定するために用いられたものである。それだけの理由をもった「等」ならば、本件開示請求6に関する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ「等」を記載する意味がないので、実施機関の弁明は到底承服できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求1について

本件準備書面を裁判所に提出するに当たり、その意図について記録した文書は作成していない。

2 本件開示請求2について

本件開示請求1の内容を記録するに当たって、特段、協議したことはないため、記録等は作成していない。

3 本件開示請求3について

本件開示請求1をもって、視野狭窄無しとした件数が分かるような文書は作成していない。

4 本件開示請求4について

本件開示請求1は、どのような水俣病医学に基づいたものかについて、そのような文書は作成していない。

5 本件開示請求5について

本件開示請求1に関して熊本県らが調査・研究した記録はなく、そのような文書は作成していない。

6 本件開示請求6について

「等」にはどのようなものがあるかについて、「等」を具体的に記載したような文書は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求4から本件開示請求6までについて

ア 当審査会において、実施機関に対し、本件準備書面の作成プロセスについて詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

水俣病国家賠償等請求事件における準備書面の作成については、水俣病認定業務が法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令の効力若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第7条の規定に基づき、法務大臣に訴訟の実施を請求しているため、訴訟指揮は国が行い、水俣病の医学的知見、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）及び認定制度に関する部分については主に環境省が担当している。

このため、「人格」という表現を本件準備書面に記載するに当たって、特段、熊本県において調査、研究又は協議したことはない。

イ 上記の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求4から本件開示請求6までに関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯し得る。

(2) 本件開示請求3について

ア 実施機関は、本件開示請求3に関する行政文書の不開示の理由について、第4-3のとおり、「本件開示請求1をもって、視野狭窄無しとした件数が分かるような文書は作成していない。」と説明している。

イ このため、当審査会において、実施機関に詳しい説明を求めたところ

ろ、次のとおりであった。

公的検診における視野検査では、視野の測定を行っているが、視野狭窄の有無及びその原因まで診断しているものではない。視野狭窄であるか及び「人格」が原因であるかどうかという判断をしていないため、「人格をもって視野狭窄無し」と記録した行政文書はそもそも作成していない。

ウ そこで、当審査会において、実施機関に公的検診における視野検査結果を記録する様式の提出を求めたところ、「水俣病認定検診録（眼科）」及び「ゴールドマン型球面視野計用記録用紙」の提出があった。これらの内容を確認したところ、2つの様式のいずれにも視野狭窄の有無及びその原因を記載する欄はなかった。

エ よって、「人格」をもって視野狭窄無しと記録した行政文書は作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得る。

(3) 以上のことから、本件開示請求1から本件開示請求6までに係る行政文書の不存在による不開示決定は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 井寺 美穂
委 員 立石 邦子
委 員 末松 恵美
委 員 中嶋 直木

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年（2019年）1月9日	・ 諮問（第195号）
平成31年（2019年）2月13日	・ 実施機関の説明聴取及び審議